

会長	事務局長	係

供覧のうえ、HPに公開してよろしいか伺います。

平成28年度

第 8 回 佐々町農業委員会定例委員会議事録

平成28年11月24日（木）

佐々町農業委員会

平成28年11月 第8回 佐々町農業委員会定例委員会議事録

1. 招集年月日 平成28年11月24日(木)午後1時30分

2. 招集場所 佐々町役場 別館会議室

3. 開 会 平成28年11月24日(木)午後1時30分

4. 出席委員 (11名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	吉野 裕 君	2	藤永 九市 君	3	濱野 努 君
5	福田 喜義 君	6	池田 邦義 君	7	平田 康範 君
8	湯村 速雄 君	9	大瀬 清司 君	10	山下 義信 君
11	筒井 浩一 君	12	坂口 隆英 君		

5. 欠席委員 (2名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
4	藤永 茂 君	13	橋本 義雄 君		

6. 職務のための出席者職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
事務局長	今道 晋次 君	書記	山田 奈津子君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
------	----	------	----	------	----

10	山下 義信 君	11	筒井 浩一 君		
----	---------	----	---------	--	--

8. 本日の会議に付した案件

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 報告事項

報告第1号 一時転用届出書について

(3) 審議事項

第28号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第29号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第30号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

第31号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

第32号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

第33号議案 農用地利用配分計画（案）の承認について

(4) その他

① 農業者年金加入推進及び全国農業新聞の推進について

② 12月定例会の日程について

③ その他

書記（山田 奈津子君）事務局。皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、只今から平成28年度 第8回 佐々町農業委員会総会を開会いたします。それでは初めに、吉野会長からご挨拶をお願いいたします。

吉野会長（吉野 裕君）皆さん、こんにちは。天気はいいですが、今年一番の冷え込みではないでしょうか。関東地方では、11月では54年ぶりの雪と報道されております。また、一昨日、東北の福島沖で地震が起き、今朝も地震があったと報道されております。今年の米の作柄はやや良で、豊作といわれております。価格も去年からしたら値上がりして、6200円から6300円ぐらいで発表されてお

ります。もう少し価格が上がれば楽になるんじゃないかと思っております。今年の秋の五穀豊穰を祝う新嘗祭も執り行われておりますが、そんな中、アメリカ大統領も代わると騒がれておりますが、T P Pもこの先どういうふうに着くのか、見当がつかないような状況になっております。その中で、厳しいことには間違いはないと思いますが、どのようにして農業を続けていくか、繁栄させていくかが課題だろうと思っております。また、本日も円滑に議事進行しますよう、皆さん、よろしく申し上げます。

書記（山田 奈津子君）事務局。ありがとうございます。今日は、藤永委員と橋本委員につきましては、所用のため欠席届が出ております。出席委員は11名でございます。定足数に達しておりますので、本総会は成立することをご報告いたします。佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を吉野会長にお願いいたします。

会長（吉野 裕君）案件につきましては佐々町農業委員会総会会議規則第3条により付議事項はあらかじめ通知しておりますのでこの日程でよろしいでしょうか。

（ 「異議無し」の声あり ）

それでは議事に入ります。まず、日程（2）の議事録署名委員の指名を行います。佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき議長が定める事となっておりますので、議席番号10番 山下委員、議席番号11番 筒井委員を指名しますので、よろしく申し上げます。以上で日程（2）を終わります。次に、日程（3）報告事項に入ります。報告第1号 一時転用届出書について事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。1ページをお開きください。報告第1号の朗読説明をいたします。一時転用届出書 借人 長崎県。貸人 北松浦郡佐々町□□免。●●●●。耕作者 佐世保市 ○○ ○○。施工業者 株式会社 沖組。下記の工事を行うにあたり、農地の一時転用について承諾願います。目的 平成28年度 二級河川高峰川自然災害防止工事を施工するにあたり、仮設道路として使用するためと記載されております。工事期間ですが、許可日からとありますが、もうすでに着工されておまして、終了が平成29年3月24日までとなっております。2ページをお開きください。県北振興局の局長より、工事完了後は速やかに現況復旧いたしますという内容の確約書が出ております。3ページが付近状況図です。場所ですけれどもピンク色で印を付けているところが一時転用箇所でございます。黄色で印を付けているところが、見にくいですが幸福の科学の拠点

となっているところで、ログハウスのすぐ裏の川沿いになっております。4ページをお開きください。一時転用の平面図になっております。赤く色を塗っているところが一時転用の場所になっておりまして、こういった形で鉄板を引いて仮設道路として使用したいということです。一時転用面積が134㎡ということ。5ページをお開きください。現況写真になります。川沿いの部分を一時転用したいということで付いております。6ページをお開きください。6ページが河川工事の施工場所になります。高峰川の支流の工事で、こういった形で工事をされるということで図面を付けていただいております。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）この件に関して何か、ご意見、ご質問などはありませんか。よろしいですか。

（はい）では次に日程（4）審議事項に入ります。第28号議案 農地法第3条の規定による許可申請書について、事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。7ページをお開きください。第28号議案の朗読説明をいたします。農地法第3条の規定による許可申請書について。申請人 譲渡人 佐々町□□免 ●● ●●。譲受人 佐々町□□免 ○○ ○○。農地の所在 羽須和免字牧崎。地目 台帳・現況ともに畑。面積319㎡。耕作者 ●● ●●。申請の理由 譲受人の希望による。経営面積 譲受人の経営面積ですが、田はすべて貸してらっしゃいますので、経営面積としては畑が12,571㎡となっております。稼働人員は2名でございます。8ページをお開きください。許可申請書の写しを添付しております。売買による所有権移転となっております。9ページが土地の全部事項証明書です。10ページが付近状況図です。ピンク色で示しているところが申請箇所になりますけども、譲受人の自宅のすぐ隣の畑になります。11ページが地籍図になります。12ページが譲受人の耕作状況ですが、自作地としまして、畑が12,571㎡。13ページが作物の作付状況ですが、主に野菜を耕作されておられます。農機具につきましては、耕運機、草刈り機をそれぞれ1台ずつ所有しておられます。農作業歴につきましては9年と書かれていますが、地元に戻って来られてからの年数を記載しておられます。農業の従事者数は奥様と2名ということです。14ページですが、主な農業従事者は○○ ○○さん。主たる職業は農業。権利取得者との関係はご本人です。一年間を通して農業をされておられます。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）地元委員の補足説明をお願いします。6番。

6番（池田 邦義君）6番。今、事務局からの説明がありましたように、○○ ○○さ

んは定年退職後、農業に従事しておられます。畑の12,571㎡のうち、もともとはミカン畑でそれを自分で開墾されてこのような畑になったということです。全部を作られているわけではないんですが、一部を近隣の友達とかに貸出されて畑を荒らさないように管理されているわけです。今回購入される農地は、11ページをよろしいですか。今回購入される農地の隣に、〇〇 〇〇さんの畑がありますが、ここは進入路がないわけですね。私の畑を通っていくかしかないわけです。申請地の間には防風林が垣根のようにされておりますので、どうしてもこの申請地が欲しいということで、今回このような申請が出ております。畑は確実に管理をされると思いますので、皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（吉野 裕君）この件に関して、ご意見、ご質問などありませんか。よろしいですか。

（ はい ） それでは採決を取りたいと思います。第28号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。ありがとうございました。賛成多数ですので、許可することといたします。次に、第29号議案 農地法第3条の規定による許可申請書について、事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子）事務局。第29号議案の朗読説明をいたします。農地法第3条の規定による許可申請について。譲渡人 佐々町□□免 ●● ●●。譲受人 佐々町□□免 〇〇 〇〇。農地の所在 志方免字平石。地目 台帳・現況ともに畑。面積112㎡。同じく平石。台帳・現況ともに田。500㎡。志方免字千人堂。台帳・現況ともに畑。同じく千人堂 台帳・現況ともに畑。318㎡。同じく千人堂 地目 台帳・現況ともに畑。647㎡。同じく千人堂 台帳・現況ともに畑。539㎡。同じく千人堂 地目 台帳・現況ともに田 1,034㎡。志方免字持田 地目 台帳・現況ともに田。48㎡。同じく持田 地目 台帳・現況ともに田。以上の9筆です。耕作者はもともと〇〇 〇〇さんということでした。申請の理由 贈与による所有権移転を行う。譲受人の経営面積ですが田が6,916㎡、畑5,709㎡、計12,625㎡です。稼働人員はご夫婦と息子さんの3名とお聞きしております。16ページをお開きください。許可申請書の写しを付けております。この件に関しましては、贈与による所有権移転ということです。17ページが土地の一覧です。先ほど読み上げたとおりです。18ページからが土地の全部事項証明書になってますけども、ここで所有権を見ていただきますと、□□ □□さんから相続により●● ●●さんに権利が移っているわけで

すが、ご親戚間での贈与になるわけですが、事情があられるようで直接〇〇〇〇さんの方にはいかないで、一旦、●● ●●さんの方に権利を移して贈与という形をとっているということで聞いています。27ページをお開きください。譲受人の経営状況ですが、所有地は先ほど申しあげたとおりです。28ページが権利取得後の面積となっております。水稻9,654㎡、野菜等7,438㎡。所有している農機具は、トラクター、コンバイン、耕運機、田植機、軽トラをそれぞれ一台ずつ所有しておられます。29ページをお開きください。主に農業に従事している方は、〇〇 〇〇さん。年齢は61歳です。一年を通して農業に従事しているということでした。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）地元委員の補足説明をお願いします。10番。

10番（山下 義信君）10番。最初の相続人は〇〇 〇〇さんのお父さんでありましたが、早くに亡くなられましたので2番目の息子さんに一応、所有権を移転して、この度、●● ●●さんの方に所有権移転をすることになりまして、本人ももうすぐ定年を迎えられるということで、畑の草刈り等、管理をされてきております。名義は〇〇 〇〇さんですが、耕作者はずっと●● ●●さんでありますので、耕作放棄とかはないと思いますので、回り道ですが、よろしくお願い致しますと仰っておりました。私も、昔のことはよく聞いておりませんが、定年までは管理をされて、定年後は耕作もしていられるのではないかと思いますので、よろしくお願い致します。

議長（吉野 裕君）この件に関して、何かご意見、ご質問はありませんか。よろしいですか。（はい）それでは、採決を行います。第29号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成ですので許可することといたします。次に移ります。第30号議案、第31号議案は私の地元の案件ですので、議長を交代させていただきます。暫時休憩いたします。

（休 憩 午後 1時48分）

（会議再開 午後 1時49分）

議長（藤永 九市君）会を再開します。会長が地元委員ということで、私が議長を務めさせていただきます。第30号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。30ページをお開きください。第30号議案の朗読説明をいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請について。申請人

佐々町□□免。有限会社●●●。譲渡人 佐世保市 ○○ ○○。農地の所在 小浦免字中野谷。地目 台帳・現況ともに田。面積 1 6 5 m²。転用の目的 建売住宅の一部。施設 物置 3 棟。ウッドデッキ 2、計 4 5 . 1 m²。耕作者はなしということです。申請の理由 隣接地に建築する住宅の付随施設として利用したいため。後もって図面等見ていただきたいと思います。3 1 ページが許可申請書の写しとなっております。内容は先ほど申し上げたとおりです。所有権移転での申請になります。3 2 ページが土地の全部事項証明書です。3 3 ページが位置図です。3 4 ページに付近状況図を付けております。場所につきましては浜迎になるんですけども、浜迎の集会所から富田橋に抜ける道になるんですけども、道沿いに雑種地があるんですけども、その奥に農地で畑がありまして、その農地が申請地になります。申請地を利用した形での転用計画になります。3 5 ページが現況写真になります。雑種地の一段高く上ったところが農地で申請地になります。次の 3 6 ページも現況写真です。3 7 ページが地籍図になります。隣接の雑種地に家を建てられ、申請地に倉庫とかウッドデッキを置きたいという申請内容となっております。3 8 ページが事業計画書です。事業の目的及び内容ですけども、建売住宅。利用計画は建売住宅用地。現在の事業状況ですけども、佐々町に事務所を置き、佐々町近郊で新築一戸建ての建築・建売を行っております。新たに申請地を取得しなければならない理由としまして、佐々町に住宅を建てられる需要が高くなっているということと、佐々町内で住宅用地に適した雑種地を見つけ、奥の農地も一体的に利用したいということで申請に至ったという内容がここに書かれています。3 9 ページが被害防除計画書です。申請地の造成計画の内容ですけども、現状のまま利用するので被害は発生しないということです。また、建物の高さを加減する。2 . 5 m 程度と書かれていますけども、これは倉庫の高さになります。建物の高さを低くすることにより周辺農地への日照・通風に支障が極力ないように留意しますということです。排水計画ですけども、雨水排水は自然流下。汚水・生活雑排水は発生しないということです。4 0 ページが土地利用計画図になるんですけども、町道沿いに 2 軒分の家を建てられる予定で、その奥に赤で囲んだところが申請地になるんですけども、こういった形で一体的に利用したいということです。農地に係る分はウッドデッキと物置を置かれるということです。参考までに 4 1 ページに平面図、4 2 ページに立面図を付けております。こういった形で計画をされております。4 3 ページに隣接農地の所有者から承諾書をいただいております。4 4 ページからが●●●の法人の全部事項証明書が付けてあ

ります。46ページからが定款となっております。事業内容等がここに記載されてあります。51ページに宅地建物取引業者免許証ということで付けていただいておりますけども、建売住宅をする免許ということで付けていただいております。事務局の説明は以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。引き続き、地元委員からの補足説明をお願いします。

1番（吉野 裕君）1番。ただ今、事務局から説明がありましたとおり、浜迎町内会の昔の通りですね。浜迎集会所から行って、中腹ぐらいのところにあります。先ほどの説明のとおり、道路側に住宅を建てて、その隣の農地にウッドデッキと物置として利用したいということです。高さはこの宅地からすると2mちょっとぐらいです。隣接している農地についても、隣接している農地の方が幾分高く、勾配も反対となっております。現状に近い形で利用をしたいということです。ここに住宅が出来てしまいますと、ここに進入路もないですし、後々の利用も難しくなるということで今回の申請となっております。よろしくをお願いします。

議長（藤永 九市君）ただ今、地元委員の補足説明が終わりました。これより審議に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。どなたかございませんか。ないようでしたらこれで質疑を終わります。第30号議案につきましてご承認いただける方の挙手をお願いします。ありがとうございました。全員賛成をいただきましたので、この件につきましては県の方に進達いたします。第30号議案につきましては終了させていただきます。次に第31号議案を議題といたします。第31号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。52ページをお開きください。第31号議案の朗読説明をいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請について。申請人 譲渡人 東京都 ●● ●●。譲受人 佐々町□□免 ○○ ○○。農地の所在 小浦免字浜田。地目 台帳・現況ともに畑。面積74㎡。同じく、字土手迎1289番1。地目 台帳 畑、現況 不耕作。面積239㎡。転用の目的 住宅および駐車場用地。施設 住宅1棟 85.98㎡。耕作者は無し。申請の理由 自己住宅および駐車場を建築するためとのことです。53ページをお開きください。申請書の写しを付けております。これも所有権移転での許可申請書となっております。54、55ページが土地の全部事項証明書となっております。56ページに位置図を付けております。57ページが付近状況図です。ピンクで印を付けて

いる2筆ですね。宅地を挟んで手前と奥の農地が申請地になります。場所につきましては土手迎町内会の隣の隣ぐらいになります。58ページが地籍図になります。町道沿いの畑と、その宅地を挟んで奥の畑を利用して住宅を建てたいということでの申請です。59ページ、60ページが現況写真ですけども、59ページの三角の農地ですけども、ここに駐車場を作り2台分の駐車スペースを確保したいということです。この写真に道がありますけども、この道を奥に入って行きますと、60ページの写真になりますが畑がありまして、そこに住宅を建てたいということです。61ページが被害防除計画書です。申請地の造成計画としまして、盛土が最高0.4m、切り土が最高0.6m、最低0.2m発生するということです。また、被害防除措置としまして土留め工事をするので道路水路等への土砂流出は発生しないということです。近傍農地への影響ですけども、緑地、緩衝地を設けることと、建物の高さを加減することで記載があります。雨水排水につきましては道路側溝へ流されます。汚水、生活雑排水につきましては公共下水道の方へ繋がれます。62ページが小浦免字土手迎の配置図になります。町道沿い三角の農地なんですけども、駐車場2台分のスペースとして利用されます。63ページが奥の農地なんですけども住宅を1棟建てられるということで計画をされています。赤で囲った部分が農地なんですけども、その隣に雨水等は道路側溝へと書いてありますけども。その部分は手前の宅地の一部になりまして、ここを進入路として使うということです。地主さんは同じ●●●●さんになりまして、ここに管を通して汚水・生活雑排水等も下水に繋ぐということで承諾書が出ております。64ページが建物の平面図、65ページに立面図を付けていただいております。事務局の説明は以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。ただ今、事務局から説明が終わりました。引き続き地元委員の補足説明をお願いします。1番。

1番（吉野 裕君）1番。場所は先ほどの事務局の説明でお分かりかと思えます。駐車場が何で二か所と思われるかもしれませんが、来客の方が来られた時のことも考えていますということでした。ここは宅地に囲まれた畑一枚だけとなっております。先ほど説明がありましたとおり、進入口を地主さんに利用するということが了解を得て、進入路として使うように計画されております。63ページの公道というところには下水が設置されていて、こちらの方に近いということで下水を流されます。周辺には農地はありませんので、隣接農地へ影響を及ぼすことはありませんのでご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（藤永 九市君）これより質疑に入ります。皆さん方から何かご意見、ご質問等ありませんか。6番。

6番（池田 邦義君）6番。57ページの図面で申請地が△△ △△さんとなっておりますが、これは年代が代わって〇〇 〇〇さんになってるのでしょうか。58ページの地籍図は〇〇 〇〇さんになってます。

議長（藤永 九市君）事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。57ページのゼンリンの地図では△△ △△さんと書かれているんですけども、△△ △△さんは、〇〇 〇〇さんのお父様にあたられるそうです。〇〇 〇〇さんのご実家になります。名義は変えられていますので、58ページに書かれている名義が土地の名義で間違いありません。以上です。

議長（藤永 九市君）他にありませんか。なければ、採決を行います。第31号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いします。（はい）ありがとうございました。賛成多数ですので、許可相当として県に進達いたします。それでは、会長が地元の案件が済みましたので再度議長を交代いたします。暫時休憩といたします。

（休憩 午後 2時06分）

（会議再開 午後 2時07分）

議長（吉野 裕君）会を再開いたします。第32号議案 農用地利用集積計画の承認についてと、第33号議案 農用地利用配分計画（案）の承認については関連がありますので、一括で審議をしたいと思いますがいかがでしょうか。

（はい）では一括審議といたします。事務局の説明を求めます。

書記（山田 奈津子君）事務局。66ページをお開きください。第32号議案の朗読説明をいたします。農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）です。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので、本委員会の承認を求めます。67ページをお開きください。11月末で利用権設定の期間満了を迎える方の再設定の分になります。利用権の再設定を行うもの（貸し手農家）佐々町□□免 ●● ●●。（借り手農家）佐々町□□免 ○○ ○○。土地の所在 角山免字稗田。地目 田。面積1,062㎡。他4筆です。借り手農家耕作面積25,387㎡。権利の種類 賃借権。区域区分 農用地。今回の設定内容 物納、10袋、3年となっております。他9件です。合計 田で31,360㎡となっております。69ページをお願いします。新規の分で2件挙げさせていただいております。この分は中間管理機構を通した、貸し借りと

なっております。権利の設定を行うもの(貸し手農家)佐々町□□免 ●● ●●。

(借り手農家)長崎県農業振興公社というのが中間管理機構になります。土地の所在 石木場免字船坂。地目 田。面積1,430㎡。同じく船坂 地目 田。面積1,469㎡の2筆です。権利の種類 賃貸借。区域区分 農用地。今回の設定内容 金納、8,600円、5年となっております。この件につきましては、当初10年ということで耕作者協力金の対象となるということで勧めておりましたが、●●さんの息子さんが間もなく定年になるということで、ひとまず5年ということになりましたので、今回5年で設定しております。もう一件が、(貸し手農家)■ ■ (借り手農家)同じく長崎県農業振興公社。土地の所在 市瀬免字古田。地目 田。面積2,183㎡。権利の種類 使用貸借。区域区分 農用地。今回の設定は無償で10年となっております。この分につきましては土地の名義は■ ■ ■ ■さんのお父さんになるんですけども、この方が持ってらっしゃる農地が一筆なんですけども、農地をすべて中間管理機構に貸し付けた場合、固定資産税の減免の対象になりますので、そういったことで10年設定させていただいております。今回、機構を活用した2件を挙げていただいております。ご協力ありがとうございます。70ページに集計を付けております。再設定10件 田で19筆。面積31,360㎡。機構を利用した新規設定2件 田で3筆。面積5,082㎡。合計22筆の36,442㎡、22件となっております。続きまして、71ページをお開きください。第33号議案の朗読説明をいたします。農用地利用配分計画(案)の承認について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定により、別紙のとおり農用地利用配分計画(案)を定めたいので、本委員会の承認を求めます。72ページをお開きください。農用地利用配分計画書の案になります。こちらは機構に貸し付けた農地をどなたに配分するかということで、その計画になります。先ほどの○○さんが機構に貸し付けられた農地を、機構から○○さんに貸し付けるというものです。内容につきましては先ほど申しあげたとおり、5年間の金納で年間8,600円です。2件目につきましては、こちらは□□さんに貸し付けられます。市瀬免の農地になります。貸し付けは10年で契約していただいております。□□さんの方は、5年で契約したいとのことですので、5年後はまた別の方という形になります。一旦、機構に貸し付けて、何年後かに作れなくなった場合、機構の方から荒れないように費用を出して管理していかれますので、こういった形で機構への貸し出しを勧めていただければ、高齢者の方たちにはいいのかなと思いますので、引き続きご協力をお願いします。

事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）皆さんの方から何か質問等ございませんか。それでは、採決を行います。第32号議案 農用地利用集積計画の承認について、承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。ありがとうございます。賛成多数ですので、農用地利用集積計画を承認いたします。続いて、第33号議案 農用地利用配分計画（案）の承認について、承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。ありがとうございます。賛成多数ですので、農用地利用配分計画（案）を承認いたします。それでは次に、日程（5）その他に移ります。事務局の説明をお願いします。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。その他です。①の農業者年金加入推進及び全国農業新聞の推進につきましては、引き続き皆さんと一緒に努力していきたいと思っております。そして、12月の定例会の日程ですけれども、四役会の方で決めさせていただいたんですけれども、12月が23、24、25日が休みになっているので、早めに県の方にも提出しなければいけないということもありまして、20日に決めさせていただきました。すみませんが、20日の13時半から予定をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）皆さんの方から何かございませんか。なければ本日の総会はこれで終了させていただきます。皆さん、大変お疲れさまでした。

（ 閉 会 午後 2時 16分 ）

上記のとおり相違ありません。

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員